

一般社団法人和歌山県熊野南紀連盟 会則

(名称)

第1条 本会の名称は、一般社団法人和歌山県熊野南紀連盟とする。

(事務所)

第2条 本会の事務所は〒649 - 3633 和歌山県東牟婁郡串本町大島 1794 番地の 30 とする。

(目的)

第3条 本会は、和歌山県の観光資源を広く県内外に紹介し、誘客の拡大促進に努めると共に、会員相互の親睦と情報交換をとおして、観光関連産業を軸とした産業振興を図ることを目的とする。

(活動、事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために以下の事業を実施する。

- (1) 和歌山県内の観光産業の発展を図る事業の支援
- (2) 和歌山県内の環境価値の増進を図る事業の支援
- (3) 熊野古道の環境保全活動並びに広報宣伝活動の支援
- (4) 南紀熊野の地域振興事業に対する調査、研究、支援
- (5) 和歌山県が国際交流するトルコ等各国との友好親善活動の支援
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同し入会申込書を会長に提出し、会長と担当役員 1 名が承認した者とする。

(経費)

第6条 本会の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

第7条 会員の会費については法人会費は年間 50,000 円、個人会員は 10,000 円とする。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡した時
- (2) 連絡がとれなくなってから 3 ヶ月経過した時
- (3) 本会の主旨に反する行為を行ったとみなされた場合は、役員会を経て退会とする。

(役員及び職員)

第9条 本会の役員として理事長 1 名、理事 2 名、監査 2 名を置き、任期は 2 年とする。ただし再任は妨げないものとする。

(職務)

- 第10条 (1) 理事長は、この会を代表しその業務を総理する
- (2) 本会の最高執行権限は理事長と理事の3名の三役にあるものとする
- (3) 副理事長は、会長、を補佐し、事故あるときは、その職務を代行する
- (4) 理事は理事会を構成し、この会則の定め及び理事会の議決に基づき、この会の業務を執行する
- (5) 監事は、この会の財産の状況を監視する
- (6) 総会は、年1回開催する、但し理事会が必要と決めたときは、臨時総会を開催することができる

(総会)

第11条 本会の総会は、会員を持って構成し、年1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則、事業等の変更
- (2) 事業報告及び収支予算
- (3) その他会の運営に関する重要事項
- (4) 総会は過半数以上の出席をもって成立し、総会の議決は出席者の過半数以上の賛成をもって成立するものとする、但し委任状も含む

(理事会)

- 第12条 (1) 理事会は、理事をもって構成する。
- (2) 理事会は、次の事項を議決する。
- 1) 総会に付議すべき事項
- 2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (3) 理事会は理事長が招集する。
- (4) 理事会の議事は、会員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる

(事業計画及び予算)

第13条 この会の事業計画及び予算は会長が作成し、総会の議決を経なければならない

(監査の措置)

第14条 予算をもって定めるもののなか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる、但し初年度は平成 年 4月1日に始まり、平成 年 3月31日に終わる。

(顧問)

第16条 本会には、顧問を置くことができる。顧問は、理事長が委嘱する。

